

国保に加入するとき・やめるとき

■国保に加入するとき

- ・他の市区町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していないとき）
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき（職場の健康保険などに加入しないとき）
- ・生活保護を受けなくなったとき

■国保をやめるとき

- ・他の市区町村へ転出したとき
- ・職場の健康保険などへ加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき

※国保への加入・脱退の手続きは、14日以内にお住まいの市区町村に届け出ましょう。

■国保加入手続きに必要なもの

- ・社会保険の資格を喪失した日がわかるもの（社会保険の資格喪失証明書・離職票・雇用保険の受給資格者証など）
- ・本人確認書類（免許証など）
- ・個人番号（マイナンバー）の分かるもの

■国保脱退手続きに必要なもの

- ・社会保険の資格を取得した日がわかるもの（加入者全員分の社会保険証、社会保険の資格取得証明書など）
- ・国民健康保険証（令和6年12月2日以降、資格確認書をお持ちの場合は資格確認書）
- ・個人番号（マイナンバー）の分かるもの

医療費が高くなったとき

■限度額適用認定証について

国民健康保険加入者が入院する場合などで、医療費が高額になると見込まれる場合は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなり、後日高額療養費支給申請をする必要がなくなります（ただし、複数の医療機関を受診した際などは、申請が必要な場合があります。）。

マイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）をお持ちの場合、限度額適用認定証を省略できます。

■限度額適用認定証の申請に必要なもの

- ・国民健康保険証（令和6年12月2日以降、資格確認書をお持ちの場合は資格確認書）
- ・個人番号（マイナンバー）の分かるもの

※認定証は申請から1週間程度で郵送により交付となります。

■対象者

- ・70歳未満の場合 国民健康保険加入者
- ・70歳以上75歳未満の場合 世帯主と国民健康保険加入者全員が住民税非課税の方又は所得区分が現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの方

※国民健康保険税に未納がある場合は交付できません。なお70歳以上75歳未満で住民税が課税されている世帯の方は、

高齢受給者証（令和6年12月2日以降、資格確認書をお持ちの場合は資格確認書）により自己負担限度額が区別されています。

■70歳未満の方の自己負担限度額について

【自己負担限度額（月額）】

区分	3回目まで	4回目以降
総所得金額等※が901万円を超える	252,600円 +（医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%）	140,100円
総所得金額等が600万円を超え901万円以下	167,400円 +（医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%）	93,000円
総所得金額等が210万円を超え600万円以下	80,100円 +（医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%）	44,400円
総所得金額等が210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※「総所得金額等」とは、総所得金額の基礎控除後の金額のことです。

■70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額について

区分	負担割合	外来限度額（個人単位）	世帯の限度額（入院＋外来）
現役並み所得者	Ⅲ （課税所得690万円以上）	3割	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% [140,100円] ※
	Ⅱ （課税所得380万円以上）	3割	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% [93,000円] ※
	Ⅰ （課税所得145万円以上）	3割	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% [44,400円] ※
一般 （課税所得145万円未満等）	2割	18,000円 （年間限度額144,000円）	57,600円 [44,400円] ※
低所得Ⅱ	2割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	2割	8,000円	15,000円

※…過去12カ月間に4回以上高額療養費の支給を受けている場合（多数該当）の4回目からの限度額です。

- ・低所得Ⅱとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯の人です。
- ・低所得Ⅰとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税かつ各種収入から必要経費を差し引いた所得が0円となる人です。

■高額療養費について

1カ月に支払った医療費の一部負担金自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。該当された方には市から通知しますので、申請してください。また、高額療養費が支給されるまで、受診してから3～4カ月の期間を要します。

■高額療養費申請に必要なもの

- ・申請書
- ・医療機関から発行された領収書
- ・個人番号（マイナンバー）の分かるもの
- ・世帯主の預金口座のわかるもの

出産育児一時金

富谷市国民健康保険に加入している方が出産したときに、世帯主の方へ国民健康保険から出産育児一時金が支給されます。

■出産育児一時金の額

50 万円

70 歳になったとき

富谷市国民健康保険加入者の方で、70 歳になられた方には、誕生月の翌日より国民健康保険高齢受給者証が交付されます（ただし、1 日が誕生日の方は、誕生日から交付されます）。医療機関にかかる際には、国民健康保険証と高齢受給者証を一緒に提示していただくこととなります。

なお令和 6 年 12 月 2 日以降に 70 歳になられる方は、国民健康保険高齢受給者証は交付されずマイナ保険証・資格確認書と一体となります。

特定健康診査・特定保健指導

市の国民健康保険に加入されている方を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。特定健康診査の対象の方には受診票をお送りしていますので、ぜひ年に 1 回受診しましょう。

	対象者	実施時期	内容
特定健康診査	市の国民健康保険に加入している方	5 月下旬～ 6 月下旬	身体測定、血液、血圧、尿、腹囲等
特定保健指導	健診を受診した方のうち、腹囲・血圧・血糖等に見所のある方	7 月下旬～ 8 月頃	食事や運動など生活習慣に関する相談

※後期高齢者医療保険に加入されている方につきましては、「後期高齢者健康診査」を実施しています。対象の方には受診票をお送りしています。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は 75 歳（一定の障がいがあると認定されたときは 65 歳）以上の方が加入する高齢者の医療保険制度です。

県内の全市区町村で構成する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市区町村と連携して運営しています。

■対象となる方

- ・75 歳以上の方
- ・一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の方【※】
 - ・身体障害者手帳 1～3 級、4 級の一部
 - ・療育手帳の障害の程度 A
 - ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級 1～2 級
 - ・障害年金受給者（年金証書 1～2 級）

※申請により広域連合の認定を受ける必要があります。

■対象となる日

75 歳誕生日当日から、後期高齢者医療制度の対象となります（届出は不要です）。

一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の方は、申請により広域連合の認定を受けた日から対象となります。

■お医者さんにかかるとき

窓口負担割合は 1 割または 2 割です。ただし、現役並み所得世帯の方は 3 割をご負担いただきます。

■医療費が高額になったとき

・高額療養費

1 日から月末までの同一月に、複数の医療機関などで支払った自己負担額の合計が下記の自己負担限度額を超えた場合は、その限度額を超えて支払った額が「高額療養費」として支給されます。

支給対象者には、診療を受けた月の約 3 ヶ月後に宮城県後期高齢者医療広域連合から申請案内をお送りしますので、必要事項を記入のうえ市役所の窓口申請してください。

なお、2 回目以降は申請された口座に振り込みますので、指定口座に変更のない限り、手続きの必要はありません。

・限度額適用認定証

所得区分が「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を「現役並み所得Ⅰ」、「現役並み所得Ⅱ」の方は、「限度額適用認定証」を医療機関などの窓口提示いただくことで支払い額がそれぞれの区分の自己負担限度額までになります。

入院したときや、外来の医療費が高額になるときは、事前に市役所窓口申請してください。

マイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）をお持ちの場合、限度額適用認定証を省略できます。※所得区分が「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」または「現役並み所得Ⅲ」の方は、認定証の申請はできません。

・申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証（令和 6 年 12 月 2 日以降、資格確認書をお持ちの場合は資格確認書）、個人番号（マイナンバー）のわかるもの

後日、郵送により交付されます。

【自己負担限度額（月額）】

区分	負担割合	外来限度額 (個人単位)	世帯の限度額 (入院+外来)
現役並み所得者	課税所得Ⅲ 690 万円以上	3 割	252,600 円+ (総医療費 - 842,000 円) × 1% [140,100 円] ※
	課税所得Ⅱ 380 万円以上	3 割	167,400 円+ (総医療費 - 558,000 円) × 1% [93,000 円] ※
	課税所得Ⅰ 145 万円以上	3 割	80,100 円+ (総医療費 - 267,000 円) × 1% [44,400 円] ※
一般Ⅱ	2 割	①または②の低い方 ① 18,000 円 ② 6,000 円+ (総医療費 - 30,000 円) × 10% (年間上限額 144,000 円)	57,600 円 [44,400 円] ※
一般Ⅰ (課税所得 145 万円未満等)	1 割	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	
低所得Ⅱ	1 割	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ	1 割	8,000 円	15,000 円

※【】内の数値は、直近 12 ヶ月以内に、外来+入院（世帯）の高額療養費が 3 ヶ月以上該当した場合の 4 ヶ月目以降の限度額となります。

・現役並み所得者とは、住民税課税所得金額が 145 万円以上の被保険者がいる世帯の方、かつ被保険者と 70 歳から 74 歳の方全員の収入合計

が520万円以上の方（被保険者が一人世帯の場合、収入額が383万円以上の方。）。
 ・一般Ⅱとは、現役並み所得にあてはまらず、住民税課税所得金額が28万円以上の被保険者がいる世帯の方、かつ被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」が320万円以上の方（被保険者が一人場合、200万円以上の方）。
 ・一般Ⅰとは、住民税課税世帯で、現役並み所得にも、一般Ⅰ、低所得Ⅰ・Ⅱにもあてはまらない方
 ・低所得者Ⅱとは、住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の方。
 ・低所得者Ⅰとは、住民税非課税世帯で、世帯全員の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯員のみの方。老齢福祉年金を受給している方。

国民年金

■国民年金加入者

日本国内に住所をおいている20歳以上60歳未満の人で、自営業者、農業従事者、学生、フリーター、無職、厚生年金等をやめた方等が該当します。

■保険料の金額

保険料は収入や年齢を問わず一律で、令和6年度は月額16,980円です（保険料は毎年変わります。）。また、保険料をまとめて納めると割引になる前納制度があります。

■納付方法

日本年金機構から送付される納付書のほか、口座振替やクレジットカードでの納付も可能です。

- ・納付書で納める場合…金融機関（銀行、農協、郵便局等）・コンビニ・電子納付（Pay-easy）・スマートフォンアプリにて納めることができます。

※市役所や各出張所では納められません。

- ・口座振替で納める場合…市役所・金融機関・年金事務所にある「国民年金保険料口座振替納付申出書」にて手続き、またはマイナポータルを経由して「ねんきんネット」からの手続きが必要です。
- ・クレジットカードで納める場合…市役所・年金事務所にある「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」にて手続きが必要です。

■保険料の免除

申請免除と法定免除があります。

・申請免除

所得の減少、離職、災害など特別な事情で納めるのが困難な場合には、申請により保険料納付の全部または一部を免除されることがあります。免除の決定は本人・配偶者・世帯主の前年の所得に基づき、日本年金機構で行います。

また、出産予定日又は出産日が属する前月から4ヶ月間（産前産後免除期間）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

・法定免除

障害年金（1級・2級）を受給している期間や、生活保護を受給している期間の保険料は、法的に免除されます。該当する場合には届出が必要です。

■学生納付特例

学生の場合（対象の学校に通う学生）は、納付が猶予される学生納付特例があります。学生本人の前年の所得が118万円未満で保険料を納めることが困難であるとき、申請により学生である期間中保険料の支払いを猶予するものです。また、猶予された保険料は10年以内であれば遡って納めることもできますが、2年以上経過後は保険料に一定の加算額がかかります。追納されない月分は、年金額には反映されません（期間は受給資格期間に算入されます。）。
■納付猶予制度
 本人（20歳から50歳未満）および配偶者の所得要件により、保険料の納付を猶予するもので世帯主（本人の場合を除く。）の所得は問われません。猶予された保険料は、10年以内であれば遡って納められますが、2年以上経過後は保険料に一定の加算額がかかります。追納されない月分は、年金額には反映されません（期間は受給資格期間に算入されます。）。
■老齢基礎年金
 次の資格期間を合わせて10年（120月）以上満たす場合、65歳から受給することができます。
 ・第1号被保険者の保険料納付期間
 ・保険料免除期間（一部免除に該当している場合には、残りの部分を納付していること）
 ・厚生年金保険加入期間
 ・共済組合の組合員期間
 ・第3号被保険者期間
 国民年金は40年納付で満額になり、未納や免除期間があるときや65歳未満で請求をすると一定の割合で減額になります。
■障害基礎年金
 国民年金加入期間中に障がいの状態になった場合で次のいずれかの要件を満たす場合に受給できます（国民年金法による1・2級に該当した場合です。身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていても該当になるとは限りません。）。
 1. 国民年金加入中に病気やケガで障がいの状態になったとき
 2. 60歳以上で国民年金の加入者でなくなった後で、65歳未満で国民年金の支給を受けていない場合に障がいの状態になったとき
 3. 20歳前に負った病気やケガで障がいの状態になったとき
 ※1または2の要件を満たしても年金保険料の納付状況により受給できない場合があります。
■遺族基礎年金
 国民年金に加入している人が死亡したときその人によって生計を維持されていた遺族（18歳未満の子のある配偶者または子）に支給されます。受給の要件は以下のとおりです。
 ・死亡日の前々月までの国民年金の加入期間のうち、保険料納付済期間が3分の2以上あること
 ・令和8年3月31日以前に死亡した場合、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと